

10

毎月 10 日は、「なかつ住警器の日」です  
住宅用火災警報器の点検とお手入れを心がけましょう！



- あなたの住宅にも住宅用火災警報器の**取り付けが義務**づけられていますよ。
- 火災から大切な命や財産を守るために住宅用火災警報器を設置しましょう。

<< どこに取付けたらいいの?? >>



(出展)一般社団法人日本火災報知機工業会ホームページより

- 1 寝室等の就寝に使用する居室
- 2 寝室が2階以上にある場合は階段上部の天井面
- 3 四畳半以上の寝室以外の居室が5部屋以上ある廊下部分
- 4 中津市では台所は義務ではありませんが、熱式タイプの取り付けを推奨しています。



なぜ「寝室」や「階段」に設置が必要なの？

住宅火災で発生した死者の約6割は、「逃げ遅れ」が原因でその多くが夜間の就寝中の火災によるものです。その為、寝ているときに火災に気づくよう「寝室」への住宅用火災警報器の設置が義務なのです。また、煙は階段を通じて上階へ広がることから、上階の部屋に煙が充満する前に警報を発して避難を促すため「階段」への設置も義務付けられています。